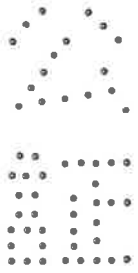


一般社団法人 参九会・大阪大学医学部耳鼻咽喉科・頭頸部外科学教室同窓会
定款



第1章 総則

第1条 名称

1. 本法人は、一般社団法人 参九会・大阪大学医学部耳鼻咽喉科・頭頸部外科学教室同窓会と称する。

第2条 主たる事務所

1. 本法人は、主たる事務所を大阪府吹田市に置く。
2. 本法人は、理事会の決議によって、必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

第3条 目的・事業

1. 本法人は会員相互の親睦及び学術上の知識の向上を図ることを目的とする。この目的に資するため、次の事業を行う。
 - (1) 会報、名簿の発行等の事業
 - (2) 会員間の相互扶助、親睦のための事業
 - (3) 会員の学会主催及び重要な研究報告への援助等の事業
 - (4) 医局活動への支援等の事業
 - (5) 国内外の関係諸団体との協力関係を増進するための事業
 - (6) 前各号の事業のほか、本法人の目的を達成するために必要と認められる事業

第4条 会員の資格

1. 本法人に次の会員を置く。
 - (1) 正会員 大阪大学医学部耳鼻咽喉科・頭頸部外科学教室の現職員又は籍のあった医師ならびにそれに準ずる者。
 - (2) 賛助会員 正会員に準ずる者として理事会が認める者
2. 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

第5条 名誉会長

1. 本法人に名誉会長を置くことができる。
名誉会長の設置は、会長経験者のうち、理事の推薦に基づき、理事会の決議により決定する。
2. 名誉会長は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の諮問に応じること
 - (2) 会長が必要と認めた場合は理事会に出席し、参考意見を述べる

第6条 会員の義務

1. 会員は次の義務を負う。
 - (1) 会費規程に定める会費の納入
なお、一旦納付された会費はいかなる事由によっても返還しない。ただし、規程及び理事会の承認により、会費を免除することができる。
 - (2) 重要な研究成果が生じた時は、会長まで報告する。

第7条 入会等

1. 会員となるには、理事会に定める所定の方法により入会の申込をし、理事会の承認を得なければならない。

第8条 退会等

1. 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
 - (1) 退社したとき
 - (2) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または解散したとき
 - (3) 3年間会費を納入せず、理事会により退会が決議されたとき

第9条 除名

1. 会員を一般法人法第30条に基づき社員総会の決議により除名することができる。

第2章 役員

第10条 役員の設定

1. 本法人に次の役員を置く。
 - (1) 理事3名以上
 - (2) 監事2名以内
2. 理事のうち1名を会長とする。
3. 前項の会長をもって、一般法人法上の代表理事とする。

第11条 役員を選解任

1. 理事及び監事は、社員総会の決議によって選解任する。
2. 会長は、理事会の決議によって選解任する。
3. 監事は本法人またはその子法人の理事または使用人を兼ねることができない。
4. 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者または3親等内の親族(その他当該理事と政令で定める特別な関係があるものを含む。)である理事の数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。

第12条 役員任期

1. 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事若しくは監事が欠けた場合又は第10条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第13条 顧問

1. 本法人に任意の機関として、顧問若干名をおくことができる。
2. 顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の諮問に応じること
 - (2) 会長が必要と認めた場合は理事会に出席し、参考意見を述べること
3. 顧問は本法人に顕著な貢献または顕著な業績を示した者、それに準じる有識者の中から、会長が選解任し、理事会において任命する。
4. 顧問の任期は、選任当時の会長の在任期間とする。
5. 顧問の解任は理事会において決議する。

第3章 理事会

第14条 構成

1. 本法人に理事会をおく。
2. 理事会は、全ての理事を持って組織する。

第15条 権限

1. 理事会は法令又は本定款に別に定めるもののほか、次の業務を行う。
 - (1) 本法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長の選定及び解職

第16条 開催

1. 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。
2. 通常理事会は、毎年2回以上、定期に開催する。
3. 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 法令に基づく請求があったとき。

第17条 招集

1. 理事会は、会長が招集する。
2. 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した他の理事が理事会を招集する。

第18条 議長

1. 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した他の理事がこれに代わるものとする。

第19条 決議

1. 理事会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第20条 議事録

1. 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。理事会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第21条 理事会規則

1. 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第4章 資産及び会計

第22条 事業年度

1. 本法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる年1期とする。

第23条 基金

1. 本法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
2. 拠出された基金は、本法人が解散するまで返還しない。
3. 基金の返還の手続については、一般法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第24条 事業計画及び収支予算

1. 本法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2. 前項の書類に際しては、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第25条 事業報告及び決算

1. 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

第26条 剰余金

1. 本法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第27条 定款の変更

1. 本定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

第28条 解散

1. 本法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

第29条 残余財産の帰属

1. 本法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第5章 公告の方法

第30条 公告方法

1. 本法人の公告は、電子公告により行う。
2. 本法人の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事情が生じた場合には、官報に掲載してする。

第6章 責任限定契約

第31条 責任限定契約の締結

1. 本法人は、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）及び監事との間で、理事及び監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第7章 事務局

第32条 事務局

1. 本法人に、事務局を置く。
2. 事務局には、理事会の決議により事務職員を置くことができ、事務職員は会計及び会務を補佐する。
3. 事務局を運用するために、細則を設けることができる。細則は理事会の議決により、会長が定める。

第8章 補則

第33条 補則

1. 本定款に定めるものの他、本法人の運営に関する事項は、理事会の議決により、会長が別に定める。
2. 本定款を運用するために、細則を設けることができる。細則は理事会の議決により、会長が定める。

第9章 附則

第34条 (設立時の役員)

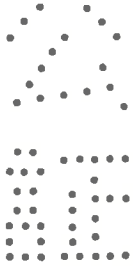
1. 本法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	猪原 秀典
設立時理事	川崎 良明
設立時理事	竹本 市紅
設立時理事	有賀 秀治
設立時理事	菊守 寛
設立時理事	澤田 達
設立時理事	川島 佳代子
設立時理事	澤田 亜也子
設立時理事	本城 祐一郎
設立時理事	佐藤 崇
設立時理事	細川 清人

設立時代表理事 猪原 秀典

2. 本法人の設立時監事は、次のとおりとする。

設立時監事	吉田 淳一
設立時監事	奥村 新一



令和8年1月1日

設立時社員	猪原	秀典
設立時社員	川寄	良明
設立時社員	竹本	市紅
設立時社員	有賀	秀治
設立時社員	菊守	寛
設立時社員	澤田	達
設立時社員	川島	佳代子
設立時社員	澤田	亜也子
設立時社員	本城	祐一郎
設立時社員	佐藤	崇
設立時社員	細川	清人
設立時社員	吉田	淳一
設立時社員	奥村	新一

上記定款作成代理人 司法書士 柴田麻衣

